



山形県公報

平成21年11月13日(金)
第2093号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁福祉課) ……1206
- 同……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1207
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) ……同
- 地域森林計画の案の縦覧……………(森林課) ……同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………(同) ……1208
- 基本測量の実施の通知……………(管理課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……1209
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1210
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(同) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁地域支援課) ……1211
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業経済交流課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……1212
- 同……………(同) ……1213
- 同……………(同) ……1215
- 同……………(同) ……1216
- 同……………(同) ……1217
- 同……………(同) ……1218
- 大規模小売店舗の変更の届出の撤回……………(同) ……1219
- 同……………(同) ……1220
- 同……………(同) ……1221
- 一般競争入札の公告……………(出納局) ……1222
- 同……………(同) ……1223
- 同……………(同) ……1224

## 告 示

### 山形県告示第978号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|---------------------------|-------------|-----------|
| 有限会社 ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83 | グループホーム ピース<br>新庄市下田町6番地6 | 共同生活援助      | 平成21.11.4 |

### 山形県告示第979号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------------|----------------|------------|
| 株式会社CALM<br>米沢市門東町二丁目2番34号   | ヘルパーステーションCALM<br>米沢市門東町二丁目2番34号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成21.10.30 |
| 特定非営利活動法人はな花<br>米沢市直江町4番95号  | グループホームさくら<br>米沢市直江町4番95号        | 共同生活援助         | 同          |

### 山形県告示第980号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日     |
|-------------|----------------|-----------|
| あ き ほ 薬 局   | 酒田市大宮町一丁目4番14号 | 平成21.10.1 |
| す ず か ぜ 薬 局 | 米沢市花沢町2695番地の1 | 同         |

### 山形県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|-----------|----------------|-------------|
| あ き ほ 薬 局 | 酒田市大宮町一丁目4番14号 | 平成21. 9. 30 |

**山形県告示982号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|-------------|--------------------------------------------------|------------------|------------|
| 介護福祉施設 燦 燦  | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護                         | 山形市大字十文字字大原848番1 | 平成21. 9. 1 |
| コープ福祉用具（村山） | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市上柳67番地1       | 同 10. 23   |

**山形県告示第983号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 群数 | 発 生 場 所       | 発 生 年 月 日   |
|----------|-------|-----------|----|---------------|-------------|
| 腐 蛆 病    | みつばち  | 患 畜       | 1  | 東根市神町宮団大通り106 | 平成21. 10. 1 |
| 同 上      | 同 上   | 同上        | 2  | 寒河江市大字八楯      | 同 10. 19    |

**山形県告示第984号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称  
最上村山森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部森林整備課
  - (2) 期間 平成21年11月13日から同年12月14日まで
- 3 その他
  - 1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した

文書をもって、意見を申し立てることができる。

### 山形県告示第985号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称
  - (1) 置賜森林計画区
  - (2) 庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部森林整備課
  - (2) 期間 平成21年11月13日から同年12月14日まで
- 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

### 山形県告示第986号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
東根市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成21年12月8日から平成22年3月26日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備業務）

### 山形県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                          |
|--------------------------------------|------|---------------------------------------|------------------------------|
| 天童市大字道満字藤野269番2から<br>同 乱川二丁目3番9まで    | 旧    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.0  | <small>メートル</small><br>1,660 |
| 天童市大字山口字大明神4276番10から<br>同 乱川二丁目3番9まで |      | 43.5 <small>メートル</small><br>}<br>9.0  | <small>メートル</small><br>643   |
| 天童市大字道満字藤野269番2から<br>同 乱川二丁目3番9まで    | 新    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.0  | <small>メートル</small><br>1,660 |
| 天童市大字道満字大明神1183番1から<br>同 乱川二丁目3番9まで  |      | 43.5 <small>メートル</small><br>}<br>16.0 | <small>メートル</small><br>763   |

**山形県告示第988号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字中沢字中沢原24番1地先から<br>同 大江町大字富沢字大沢712番1地先まで | 旧    | 20.0メートル<br>}<br>51.8 | メートル<br>71 |
| 同 上                                              | 新    | 20.0メートル<br>}<br>41.2 | 同 上        |

**山形県告示第989号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字田代72番13から<br>同 字高瀬825番26まで | 旧    | 16.3メートル<br>}<br>4.4 | メートル<br>540 |
| 同 上                                    | 新    | 38.0メートル<br>}<br>9.9 | 同 上         |

**山形県告示第990号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字田代72番13から  
同 字高瀬825番26まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月13日

**山形県告示第991号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 板谷米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                        |
|-----------------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 米沢市大字関根字大崎坂道下12113番 1 から<br>同 字蛇口下12953番 5 まで | 旧    | 9.4 <small>メートル</small><br>}<br>5.6  | <small>メートル</small><br>890 |
| 同 上                                           | 新    | 38.2 <small>メートル</small><br>}<br>5.6 | 同 上                        |

#### 山形県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 板谷米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字関根字大崎坂四23411番 1 から  
同 字蛇口下12953番 5 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月13日

#### 山形県告示第993号

次の開発行為は、完了した。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成21年 6 月 16 日 指令置総建第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東置賜郡高島町大字福沢字福沢二625番
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称 東置賜郡高島町大字石岡943番地  
川井 正市

#### 山形県告示第994号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第298号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵西1302番 1 の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長48.38メートル
- 4 指定年月日 平成21年11月 4 日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 わいわい・かんとりー
  - (2) 代表者の氏名  
関根 信明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町大字吉出字石動6番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、自立及び社会参加を支援し、地域生活が円滑に出来るよう、障害者福祉の増進を目的とし、広く公益に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら元木店  
山形市元木二丁目8番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社ボタンヤ 山形市元木二丁目2番27号  
代表取締役 丹野博之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中正人
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年6月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,224平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 60台
  - (2) 駐輪場の収容台数 25台
  - (3) 荷さばき施設の面積 25平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 30立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前10時  
ロ 閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成21年10月9日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル南館店

山形市南館西2番50号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高善興

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 大 高 善 興 |
| 有 限 会 社 矢 野 薬 局 | 天童市本町二丁目1番29号           | 矢 野 孝 吉 |
| 株式会社プラザクリエイト    | 東京都千代田区五番町1番地           | 大 島 康 広 |
| ホーマック株式会社       | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 有 限 会 社 矢 野 薬 局 | 天童市本町二丁目1番29号    | 矢 野 孝 吉 |



|              |                        |         |
|--------------|------------------------|---------|
| 株式会社プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地          | 大 島 康 広 |
| ホームック株式会社    | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次 |

## 4 変更年月日

平成21年6月23日

## 5 届出年月日

平成21年10月7日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター

鶴岡市ほなみ町9番35号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎 |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|---------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 株式会社やまや       | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号    | 山 内 英 靖   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社フォーユー     | 香川県高松市今里町二丁目16番地1       | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |
| K D D I 株式会社  | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号     | 小 野 寺 正   |

## (変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|---------------|------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次   |
| 株式会社やまや       | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号   | 山 内 英 靖   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社フォーユー     | 香川県高松市今里町二丁目16番地1      | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号    | 田 中 由 子   |
| 有限会社木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号            | 吉 野 隆 一   |
| K D D I 株式会社  | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号    | 小 野 寺 正   |

- 3 変更年月日  
平成21年6月23日
- 4 届出年月日  
平成21年10月7日
- 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次 |

3 変更年月日

平成21年6月23日

4 届出年月日

平成21年10月7日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
協同の家コープ桜田  
山形市桜田東四丁目9番4号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|-------------------|---------|---------|--------------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| 株 式 会 社 ダ ル マ 薬 局 | 午前10時   | 午後8時    |              |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|-------------------|---------|---------|--------------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前9時30分 | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| 株 式 会 社 ダ ル マ 薬 局 | 午前9時30分 | 午後8時    |              |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前9時から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで
- 4 変更年月日  
平成21年10月27日
- 5 届出年月日  
平成21年10月26日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらしのセンターコープしろにし  
山形市城西町五丁目26番28号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------------|---------|---------|--------------|
| 生活協同組合共立社     | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| さいとう生花店       | 午前10時   | 午後8時    |              |
| 合資会社萬屋薬局      |         |         |              |
| 株式会社峰月堂       |         |         |              |
| 大 黒 屋         | 午後4時    | 午後8時    |              |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------------|---------|---------|--------------|
| 生活協同組合共立社     | 午前9時30分 | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| さいとう生花店       | 午前9時30分 | 午後8時    |              |
| 合資会社萬屋薬局      |         |         |              |
| 株式会社峰月堂       |         |         |              |
| 大 黒 屋         | 午後4時    | 午後8時    |              |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前9時から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

- 4 変更年月日  
平成21年10月27日
- 5 届出年月日  
平成21年10月26日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成22年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
こびあコープ酒田  
酒田市泉町1番15号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------------|---------|---------|--------------|
| 生活協同組合共立社     | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| 有限会社カフェフード    | 午前10時   | 午後8時    |              |
| 保 木 貴 博       |         |         |              |
| 株式会社平田牧場      |         |         |              |
| 有限会社木村屋       |         |         |              |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------------|---------|---------|--------------|
| 生活協同組合共立社     | 午前9時30分 | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| 有限会社カフェフード    | 午前9時30分 | 午後8時    |              |
| 保 木 貴 博       |         |         |              |
| 株式会社平田牧場      |         |         |              |
| 有限会社木村屋       |         |         |              |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前9時から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

## 4 変更年月日

平成21年10月27日

## 5 届出年月日

平成21年10月26日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年3月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成21年10月26日をもって撤回された。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同の家コープ桜田

山形市桜田東四丁目9番4号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号

代表理事理事長 松本政裕

## 3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前10時   | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ダ ル マ 薬 局 | 午前10時   | 午後8時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前9時30分 | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ダ ル マ 薬 局 | 午前9時30分 | 午後8時    |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前9時から午後10時30分まで

## 4 変更年月日

平成21年9月15日

## 5 届出年月日

平成21年8月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成21年10月26日をもって撤回された。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらしのセンターコープしろにし  
山形市城西町五丁目26番28号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前10時   | 午後10時   |
| さ い と う 生 花 店     | 午前10時   | 午後8時    |
| 合 資 会 社 萬 屋 薬 局   |         |         |
| 株 式 会 社 峰 月 堂     |         |         |
| 大 黒 屋             | 午後4時    | 午後8時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前9時30分 | 午後10時   |
| さ い と う 生 花 店     | 午前9時30分 | 午後8時    |
| 合 資 会 社 萬 屋 薬 局   |         |         |
| 株 式 会 社 峰 月 堂     |         |         |
| 大 黒 屋             | 午後4時    | 午後8時    |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前9時から午後10時30分まで

- 4 変更年月日  
平成21年9月15日
- 5 届出年月日  
平成21年8月25日



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成21年10月26日をもって撤回された。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

こびあコープ酒田  
酒田市泉町1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社   | 午前10時   | 午後10時   |
| 有 限 会 社 カ フ ェ フ ー ド | 午前10時   | 午後8時    |
| 保 木 貴 博             |         |         |
| 株 式 会 社 平 田 牧 場     |         |         |
| 有 限 会 社 木 村 屋       |         |         |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社   | 午前9時30分 | 午後10時   |
| 有 限 会 社 カ フ ェ フ ー ド | 午前9時30分 | 午後8時    |
| 保 木 貴 博             |         |         |
| 株 式 会 社 平 田 牧 場     |         |         |
| 有 限 会 社 木 村 屋       |         |         |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前9時から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成21年9月15日

5 届出年月日

平成21年8月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大気汚染自動測定機の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成21年12月24日（木） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 大気汚染自動測定機 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年3月5日（金）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成21年12月10日（木）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic Air Pollution Measurement Device  
Quantity : 1
- (2) Time-limit for tender : 10:00A. M. December 24, 2009
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau,  
Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL  
023-630-2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、教育用デジタルテレビ及びブルーレイディスクレコーダーの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成21年12月24日（木） 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ 教育用デジタルテレビ 196台  
ロ ブルーレイディスクレコーダー 196台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年3月30日（火）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成21年12月9日（水）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital television for educational use: 196 and Blu-ray disc recorder : 196
- (2) Time-limit for tender : 10:30A. M. December 24, 2009
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成21年12月24日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ノート型パソコン 1,791台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年3月30日（火）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ

(<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成21年12月9日（水）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook-sized personal computer : 1,791
- (2) Time-limit for tender : 11:00A. M. December 24, 2009
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

平成21年11月13日印刷  
平成21年11月13日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056